令和2年6月5日 行政改革推進本部事務局

行政機関等の内部手続についての押印・書面提出等の見直し

- 押印・書面提出等の見直しを各行政機関・独立行政法人に要請
 - ・ 行政機関・独立行政法人が率先して在宅勤務等を推進するために取り組む ことが重要であるため、人事、会計、福利厚生等の内部手続に係る押印、書 面提出等の見直しを要請(5月22日)。
 - ・ 併せて、次の2点について情報提供を依頼
 - ① 見直しの好事例の横展開を図って各府省全体の検討を加速する観点から、特に、法令等に根拠を持たない押印・書面提出等を省略するなど在宅 勤務を推進するための緊急の対応措置を講じた又は講じる予定があるもの
 - ② 各府省の裁量では見直しが困難で、政府共通の対応が必要と考えられるもの
- 各行政機関・独立行政法人における見直し状況 現在、各行政機関・独立行政法人から提供された情報を整理中
 - 緊急の対応措置(例)
 - フレックスタイムの申告・割振簿への押印を不要とし、メールによる 提出を認めた
 - 配偶者同行休業請求書などについて、内部通知を改正して押印不要と した
 - 「休暇簿」への押印を廃止した

- 審議会等の委員の債主登録依頼票の押印の省略を検討
- 会議等における飲料数の注文書への押印の省略
- テレワーク等で監督者が不在の場合、他の職員の補助を得て写真・映 像等による遠隔での監督を可能とする
- ⇒ 各制度官庁の協力を得ながら、このような押印・書面提出等の見直しに関する先進事例を取りまとめ、人事管理官会議幹事会、旅費・会計等業務効率 化推進会議幹事会等を通じて各府省に展開し、更なる取組を依頼することを予定。

○ 今後の取組課題

- ・ 各府省の判断では見直しが困難なもの(司法などの行政以外の当事者との 調整が必要なもの、行政外部の主体から要請されるもの)については、課題 を整理して優先順位の高いものから順次取り組んでいくこととし、行政以 外の関係者との調整も含め、見直しに向けた検討を引き続き行っていく。
- ・ 他方、制度的に押印・書面提出等の省略が可能となっているにも関わらず、 従来の取扱を継続しているものについては、制度官庁に周知徹底を依頼して 見直しを促進する。(※先行的な対応として、財務省主計局から各府省に対 して「在宅勤務等の円滑化に資する旅費法に基づく財務大臣協議の手続きに ついて(留意事項)」が5月26日に発出されている。)